

閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十九日

草川 昭三

参議院議長 江田 五月殿

閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書

政府が平成二十一年九月二十九日に閣議決定した「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（以下、単に「閣議決定」という。）に関し、以下の質問をする。

一 閣議決定を受けこれまでに役員の公募を行った法人名を所管府省別に、公募日、公募役員名、当該役員に対する所管大臣の任命権の有無、公募結果を明記の上、明らかにされたい。

二 閣議決定にいう「外部の有識者による選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において選考が行われたにもかかわらず、その後任命されなかった事実があれば、当該法人名と公募役員名を明らかにされたい。また、「選考委員会」の選考結果を見直した理由について、「選考の公平性及び透明性を十分に確保する」（閣議決定）との観点から詳細に明らかにされたい。

三 各法人に設置された「選考委員会」は、「選考の公平性及び透明性を十分に確保」していると考えるか。また、これまで「選考の公平性及び透明性」を欠くなど、選考にあたり手続きに瑕疵があったと見なされた事実はあるか。

四 「外部の有識者」はどのように選任されているのか。

五 「選考の公平性及び透明性を十分に確保する」とあるが、どのような手段で公平性、透明性を担保するのか。

六 「外部の有識者による選考委員会」の選考結果は、尊重されるべきであり、法令に違反する場合などを除き行政側は介入を慎むべきと考えるが見解如何。

右質問する。